

県立新発田高等学校 生徒心得

本校生徒は、高校生としての自覚と誇りをもって学業に専念するとともに、心身の調和のとれた人間となるように努めなければならない。「未来の俊傑」を目指すものとして、国際社会において多様な価値観をもつ他者と協働し新しい価値を生み出し、また地域社会を支える一員として、主体的・能動的に公共的課題の解決を図る。そのために、未来を切り拓く社会の形成者として、良識ある公民に必要な教養を身に付け、本校生徒としての自覚を持って行動するように心掛ける。

1. 校内生活

学校という共同社会の目的を考え、お互いの人格を尊重し、諸規則を守り、秩序正しく行動する。

- (1) 生徒は登・下校（クラブ活動や所用のため休日、休業中などに登校する場合も含む）の際は制服を着用する。
- (2) 始業 10 分前までに登校するよう努める。
- (3) 欠席・遅刻・早退の場合はホームルーム担任に届け出る。やむを得ず欠課・外出する場合はホームルーム担任の許可を得る。

次の場合は、忌引きとして扱う。

- ① 父母（血族 1 親等の直系尊属） 7 日
- ② 祖父母（血族 2 親等の直系尊属） 3 日
- ③ 兄弟姉妹（血族 2 親等の傍系者） 3 日
- ④ 伯叔父母（血族 3 親等の傍系尊属） 1 日
- ⑤ 曾祖父母（血族 3 親等の直系尊属） 1 日

備考

原則として分割取得はできない。葬祭のため遠隔地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

生計を一にする姻族（血族の配偶者）の場合は、血族に準ずる。

- (4) 携帯電話等については、始業から終業まで電源を切り、個人ロッカーに入れて施錠して管理する。
- (5) 始業前、終業後であっても歩きながらのイヤホン使用や携帯電話、スマートフォンの操作は周囲の人に対しても危険であり、迷惑をかけることになるので禁止する。
- (6) 金銭を集めようとする時や広告、掲示、集会等をしようとする時は、事前に学校に届け出、その許可を得る。なお、選挙運動及び政治的活動については、関係法令のもと本校生徒としての自覚を持って行うこと。（校外における場合も同様とする。）
- (7) 所持品は所定の場所に整頓して置き、その管理に留意する。私物の管理は個人ロッカーを活用するとともに、施錠を行い管理すること。

- (8) 貴重品はなるべく持参しない。やむを得ず持参した時は、個人ロッカーに入れて施錠をして管理する。またはホームルーム担任クラブ顧問等にその管理を依頼する。
- (9) 校内外の生活において問題をかかえ、悩みのある時は「教育相談」を利用する。

2. 校外生活

校外においては、保護者等の指導に従い、社会の規律を守り、本校生徒の品位を保って行動する。

- (1) 公衆道徳を守り、交通法規に従い、事故・違反のないよう心掛ける。事故や違反があった場合は直ちに学校に届け出る。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。
- (3) 保護者等の許可なく外泊や夜間外出をしない。
- (4) 乗車・乗船等の割引証は正しく使用し、必ず身分証明書を携行する。
- (5) 下宿をする時は、学校に届け出る。
- (6) 自転車による通学（自宅から最寄駅までも含む）を希望する場合は所定の用紙で届け出ること。
 - ・必ずステッカーを貼り使用すること。
 - ・駐輪場では定まった場所に駐輪すること。
 - ・盗難防止の為に鍵の二重ロックを徹底すること。
- (7) 改正道路交通法により令和5年4月1日より自転車を運転するすべての者はヘルメットの着用を努めなければならないこととなる。これを踏まえ、自転車乗用中は積極的に着用するように努めること。

3. 原付バイク免許の取得及び通学

原則として許可しない。ただし特別な事情がある場合に限り、2年生より許可することもある。（1年生は認めない。）

4. 普通自動車免許の取得

- (1) 原則として認めない。ただし、3年生については、保護者等が合意した上で所定の取得願いを担任に提出し、次の要件を満たす場合は、自動車学校への入校を認める。
 - ・進路が内定していること。
 - ・成績不良でないこと。
- (2) 自動車学校への入校は卒業する年の2月1日以降とする。

進路が決定した生徒も1月31日までは卒業を第一に考え、卒業後に必要となる知識の習得に専念すること。
- (3) 免許取得後は、卒業するまで保護者等が免許証を預かり、運転しないことを生徒・保護者等の合意の上で承諾書を提出すること。
- (4) (1)～(3)の内容を理解した上で免許取得に向けた手続きを確実に行うこと。

5. 自動二輪の免許取得

免許取得およびそのための自動車学校入校は、事故発生により生命及び身体に重大な危険を及ぼすため、交通事故未然防止の観点から、卒業まで禁止する。

6. 新発田高等学校服装規定

[黒詰襟制服上下タイプ]

- (1) 黒の全国標準学生服（上衣・スラックス）を用い、学校指定のボタンと左襟にバッジをつけたものを制服とする。
- (2) 夏期（6月～9月）の制服は略装とし、以下のとおり着用する。
 - ① ワイシャツは学校指定（校章マーク入り）のものを着用し、スラックスは黒の全国標準学生服を用いる。着用にあたっては、シャツの裾をズボンの上に出さないこと。
 - ② 肌寒い時は上衣の着用を認める。

[ブレザー・スカート又はスラックスタイプ]

- (1) 学校指定の上衣・スカート又はスラックスに白ブラウスを用い、必ず学校指定のネクタイをつけ、左襟にバッジをつけたものを制服とする。スカートの長さは膝頭にかかる丈とする。
- (2) 夏期（6月～9月）の制服は略装とし、以下のとおり着用する。
 - ① ブラウスは、学校指定（校章マーク入り）のものを着用し、スカート又はスラックスは制服を用いる。着用にあたっては、シャツの裾をスカートやスラックスの上に出さないこと。
 - ② 学校指定のベストを着用する場合は、左胸にバッジを必ずつける。
 - ③ 肌寒い時は上衣の着用を認める。
- (3) ストッキングは黒色又はベージュ系とする。

[両タイプ共通項目]

- (1) 学校指定のセーター以外のセーター類の着用は認めない。
- (2) 儀式や行事等の際は、必ず上衣を着用する。
- (3) ソックスは華美にならないものを着用する。
- (4) 登・下校時の履物は靴とする。校内では学校指定の上履きを履く。
- (5) 髪は良識に基づいて整え、パーマ・染色等は施さない。化粧はしない。ただし、身体的理由により必要が生じる場合は、保護者等より担任に相談する。

7. 礼儀作法

礼儀を守ることは、他人を尊敬し、自分の品位を高め、社会の秩序を維持するため大切なことである。日常の言動には、節度を保ち、敬意と親愛の情があらわれるように心掛ける。

- (1) 本校職員、来賓に対し自発的に挨拶をする。また生徒は互いに挨拶を交わす。
- (2) 言葉づかいははっきりとていねいにする。
- (3) 室内ではオーバーコート等を着用しない。